

新潟県林業土木業務委託標準仕様書 新旧対照表 (表紙)

改正 (令和5年度8月)	現行 (令和5年4月)	備考
<p data-bbox="322 592 875 772">新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 令和5年8月</p> <p data-bbox="461 1107 736 1139">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1223 592 1776 772">新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 令和5年4月</p> <p data-bbox="1361 1107 1637 1139">新潟県農林水産部</p>	

新潟県林業土木業務委託標準仕様書 新旧対照表 (表紙)

改正 (令和5年度8月)	現行 (令和5年4月)	備考
<p>新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 改定経緯</p> <p>平成9年4月1日 制定                      平成25年4月1日 一部改正                      平成27年2月1日 一部改正                      平成30年12月1日 全部改正 (調査、測量、設計)                      令和3年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)                      令和4年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)                      令和5年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)  <u>令和5年8月1日 一部改正 (調査、測量、設計)</u></p> <p>※ ( ) 内は改正業務</p> <p>(参考)                      平成30年5月1日「新潟県治山計画作成等業務委託標準仕様書」を制定したが、平成30年12月1日「新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計)」の改定に伴い、これを廃止する。</p>	<p>新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計) 改定経緯</p> <p>平成9年4月1日 制定                      平成25年4月1日 一部改正                      平成27年2月1日 一部改正                      平成30年12月1日 全部改正 (調査、測量、設計)                      令和3年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)                      令和4年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)                      令和5年4月1日 一部改正 (調査、測量、設計)</p> <p>※ ( ) 内は改正業務</p> <p>(参考)                      平成30年5月1日「新潟県治山計画作成等業務委託標準仕様書」を制定したが、平成30年12月1日「新潟県林業土木業務委託標準仕様書 (調査・測量・設計)」の改定に伴い、これを廃止する。</p>	

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p data-bbox="331 475 813 512">地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p data-bbox="488 552 656 588"><u>令和5年8月</u></p> <p data-bbox="432 919 712 956">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1218 475 1700 512">地質・土質調査業務標準仕様書</p> <p data-bbox="1375 552 1543 588"><u>令和5年4月</u></p> <p data-bbox="1319 919 1599 956">新潟県農林水産部</p>	

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1103条 受託者及び委託者の責務  <u>1 受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u>  <u>2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u>  <u>3 受託者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p> <p>第1112条 打合せ等  1～3 (略)  4 <u>打合せ</u>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。  5 (略)</p> <p>第1139条 保険加入の義務  <u>1 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u>  <u>2 受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p><b>第2章 地質調査業務</b></p> <p>第1 機械ボーリング</p> <p>第1203条 調査等  1～4 (略)  5 検尺  (1) (略)  (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会<u>若しくは遠隔臨場</u>のうネロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。  6 (略)</p> <p>第4 <u>スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</u></p> <p>第1212条 目的  <u>スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</u></p> <p>第1213条 試験等  1 試験方法及び器具は、JISA1221(<u>スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</u>)によるものとする。  2～4 (略)</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1103条 受託者及び委託者の責務  受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。  受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>第1112条 打合せ等  1～3 (略)  4 <u>打合せ(対面)</u>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。  5 (略)</p> <p>第1139条 保険加入の義務  受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><b>第2章 地質調査業務</b></p> <p>第1 機械ボーリング</p> <p>第1203条 調査等  1～4 (略)  5 検尺  (1) (略)  (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうネロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。  6 (略)</p> <p>第4 <u>スウェーデン式サウンディング試験</u></p> <p>第1212条 目的  <u>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</u></p> <p>第1213条 試験等  1 試験方法及び器具は、JISA1221(<u>スウェーデン式サウンディング試験方法</u>)によるものとする。  2～4 (略)</p>	<p>土木部に準拠</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>JIS名改訂による</p> <p>〃</p>

地質・土質調査業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p>第1214条 成果物                      成果物は、次のものを提出するものとする。                      (1) (略)                      (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（<u>スクリュウ</u>  <u>ウェイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</u>）により整理し提出するものとする。</p> <p>第5 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</p> <p>第1216条 試験等                      1 試験方法及び器具は、JIS A <u>1220</u>（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。                      2～3 (略)</p>	<p>第1214条 成果物                      成果物は、次のものを提出するものとする。                      (1) (略)                      (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（<u>スウェーデン式サウンディング試験方法</u>）により整理し提出するものとする。</p> <p>第5 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験</p> <p>第1216条 試験等                      1 試験方法及び器具は、JIS A <u>122</u>（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。                      2～3 (略)</p>	<p>JIS名改訂による</p> <p>誤謬</p>

測量業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p data-bbox="414 483 725 518">測量業務標準仕様書</p> <p data-bbox="483 560 656 595"><u>令和5年8月</u></p> <p data-bbox="432 924 707 959">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1301 483 1612 518">測量業務標準仕様書</p> <p data-bbox="1370 560 1543 595"><u>令和5年4月</u></p> <p data-bbox="1319 924 1594 959">新潟県農林水産部</p>	

測量業務標準仕様書 新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p>第2103条 受託者及び委託者の責務</p> <p><u>1 受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</u></p> <p><u>2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 受託者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p> <p>第2112条 打合せ等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>打合せ</u>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>6 (略)</p> <p>第2139条 保険加入の義務</p> <p><u>1 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p><u>2 受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p>	<p>第2103条 受託者及び委託者の責務</p> <p>受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>第2112条 打合せ等</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>打合せ(対面)</u>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>6 (略)</p> <p>第2139条 保険加入の義務</p> <p>受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>土木部に準拠</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

設計業務等標準仕様書新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p data-bbox="398 501 741 533">設計業務等標準仕様書</p> <p data-bbox="483 576 656 608"><u>令和5年8月</u></p> <p data-bbox="432 943 707 975">新潟県農林水産部</p>	<p data-bbox="1285 501 1628 533">設計業務等標準仕様書</p> <p data-bbox="1370 576 1543 608"><u>令和5年4月</u></p> <p data-bbox="1319 943 1594 975">新潟県農林水産部</p>	

設計業務等標準仕様書新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p>第3103条 受託者及び委託者の責務</p> <p>1 受託者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分に理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3 受託者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>第3111条 打合せ等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5 (略)</p> <p>第3138条 保険加入の義務</p> <p>1 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p>	<p>第3103条 受託者及び委託者の責務</p> <p>受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>第2112条 打合せ等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5 (略)</p> <p>第3138条 保険加入の義務</p> <p>受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>土木部に準拠</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

共通関係提出書類の様式 新旧対照表

改正 (令和5年度8月)

現行 (令和5年4月)

備考

共通関係提出書類の様式

共通関係提出書類の様式

1 提出書類一覧表

1 提出書類一覧表

様式名	適用分類			提出期日	摘要
	測量	地質	設計		
1 監督員指定(変更)通知	○	○	○	契約締結後速やかに	
2 工程表	○	○	○	契約締結後14日(休日等を含む)以内	
3 主任技術者(変更)届	○	○		契約締結後及び変更時速やかに	
4 管理技術者(変更)届			○		
5 照査技術者(変更)届		○	○	設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合、契約締結後及び変更時速やかに	
6 担当技術者(変更)届	○	○	○	契約締結後及び変更時速やかに	
7 資格及び経歴書		○	○	契約締結後速やかに	担当技術者不要
(欠番)					
(欠番)					
10 業務計画書	○	○	○	契約締結後14日(休日等を含む)以内	
11 業務完了報告書	○	○	○	業務が完了した時	
12 検査合格通知書	○	○	○	検査完了後	
13 成果品引渡書	○	○	○	成果品引渡時	
14 支給材料受領書	○			受領時	
15 支給材料受払簿	○				
16 支給材料精算書	○			業務の完了時又は随時	
17 貸与品借用・返納書	○	○	○	借用・返納時	
18 打合せ簿	○	○	○	随時	
19 履行期限延期願	○	○	○	発生時	
20 履行状況報告	○	○	○	設計図書の定めによる	
21 休日・夜間作業届	○	○	○	発生時	
22 身分証明書	○	○	○	第三者の土地への立ち入りに当たって	
23 再委託(変更等)申出書	○	○	○	再委託予定者が2者以上の場合履行体系図を添付	
24 再委託承諾書	○	○	○		

様式名	適用分類			提出期日	摘要
	測量	地質	設計		
1 監督員指定(変更)通知	○	○	○	契約締結後速やかに	
2 工程表	○	○	○	契約締結後14日(休日等を含む)以内	
3 主任技術者(変更)届	○	○		契約締結後及び変更時速やかに	
4 管理技術者(変更)届			○	〃	
5 照査技術者(変更)届		○	○	設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合、契約締結後及び変更時速やかに	
6 担当技術者(変更)届	○	○	○	契約締結後及び変更時速やかに	
7 資格及び経歴書		○	○	契約締結後速やかに	担当技術者不要
(欠番)					
(欠番)					
10 業務計画書	○	○	○	契約締結後14日(休日等を含む)以内	
11 業務完了報告書	○	○	○	業務が完了した時	
12 検査合格通知書	○	○	○	検査完了後	
13 成果品引渡書	○	○	○	成果品引渡時	
14 支給材料受領書	○			受領時	
15 支給材料受払簿	○				
16 支給材料精算書	○			業務の完了時又は随時	
17 貸与品借用・返納書	○	○	○	借用・返納時	
18 打合せ簿	○	○	○	随時	
19 履行期限延期願	○	○	○	発生時	
20 履行状況報告	○	○	○	設計図書の定めによる	
21 休日・夜間作業届	○	○	○	発生時	
22 身分証明書	○	○	○	第三者の土地への立ち入りに当たって	

注)用紙は、A 4版を原則とする。

注)用紙は、A 4版を原則とする。

土木部に  
準拠

共通関係提出書類の様式 新旧対照表

改正 (令和5年度8月)	現行 (令和5年4月)	備考
<p>様式23</p> <p style="text-align: right;">____年 ____月 ____日</p> <p>____(委託者) 様</p> <p style="text-align: center;">(受託者) 住所 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>再委託(変更等)申出書</u></p> <p>____年 ____月 ____日付けをもって委託契約を締結した(委託業務名)について、下記のとおり業務の一部を再委託したいので、委託契約条項3条第3項に基づき、申出します</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 再委託予定者 住所 商号・名称 代表者氏名</p> <p>2 再委託する業務の内容 (具体的に記載すること)</p> <p>3 再委託する業務の 契約金額(予定、税込)</p> <p>4 再委託の必要性及び 再委託予定者を選定 した理由</p> <p>5 再委託における業務 の担当責任者氏名</p> <p>6 その他発注者が必要と認める書類</p> <p>(注意) 1 再委託予定者が2者以上の場合は、1～5を一覧表(別紙)とし履行体系図を添付すること。 2 2については、再委託者が担当する業務内容等を記入すること。 3 再委託の内容の変更、再委託の相手方の変更等を行う場合はその都度承諾を得るものとする。</p>		<p>再委託(変更等)申出書の新設書を追加</p>

共通関係提出書類の様式 新旧対照表

改正（令和5年度8月）	現行（令和5年4月）	備考
<p>様式24</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇 第 号 年 月 日</p> <p>(受託者) 商号又は名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: center;">(委託者)</p> <p style="text-align: center;"><u>再委託承諾（不承諾）書</u></p> <p>年 月 日付で申出のあった（委託業務名）の再委託については、承諾する（承諾しない）。</p> <p>なお、再委託内容等に変更が生じる場合は、あらかじめ変更の申出を行うこと。 （なお、不承諾とした理由は別添のとおりである。）</p> <p>また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。</p> <p>① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。 ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。 ③ 受託者は、委託者からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。</p> <p>(注意) 1 承諾しないとした場合は、「承諾する」を「承諾しない」とする。 2 承諾しない場合は、理由書を添付すること。 3 承諾しない場合は、「なお、再委託・・・申出を行うこと。」を「なお、不承諾とした理由は別添のとおりである。」とし、「また、・・・」以降の記載を削除すること。</p>		<p>再委託承諾（不承諾）の新設</p>